

社会福祉法人御前崎市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御前崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員、各種委員会委員等の構成員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本会の役員等の報酬は次のとおりとする。

| | | |
|-----------|-----|---------|
| (1) 会 長 | 月 額 | 50,000円 |
| (2) 理事・監事 | 月 額 | 2,500円 |
| (3) 支 部 長 | 月 額 | 2,500円 |

2 役員等が理事会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、報酬を支給する。

| | | |
|---------------|-----|--------|
| (1) 理事・監事 | 日 額 | 7,600円 |
| (2) 評議員 | 日 額 | 7,600円 |
| (3) 評議員選任解任委員 | 日 額 | 7,600円 |

但し、勤務が半日以内で終了した場合の報酬額は、上記の半額とする。

(費用弁償)

第3条 役員等がその職務を遂行するために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、御前崎市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年御前崎市条例 第37号）に規定する費用弁償の額に準じて支給するものとする。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。